

# 日本における社会的事業の 発展に向けて

平成29年4月14日

**Hello, Future!**



# 一起業家としての思い①

- 起業家としての原点の一つは、自ら立ち上げた事業で世の中を変えたいとの志
- これまで、起業家として様々な困難に直面し、それを乗り越えてきた経験  
⇒ビジネスは成功したが、その成果を基に、より直接的な形で社会に貢献したい
- 世の中には、社会的課題の解決に対し、大きな志や新たな手法のアイデアを抱きつつも、それをどのように軌道に乗せていけばよいか分からない方も少なくない  
⇒自分自身が起業家として積んできた経験や、組織経営等を行う上での専門知識が役に立つはず



自らの起業家としての経験・成果を基に、「社会的課題の解決に向けた熱意やアイデアはあるが、資金面・経営面のノウハウに乏しい者」を支援していくことで、自分自身としても起業当時の思いを再確認しつつ、より社会貢献をしていきたい

# 一起業家としての思い②

- こうした「社会的起業家」に対する支援は、短期間・ワンショットの支援ではなく、**数年間をかけての息の長い支援が必要**
  - スタートアップ、アーリーステージの起業家は、中長期的なスケールアップの青写真がまず必要
  - その上で、それを実現するには、初期の脆弱な経営基盤への支援が必要だが、短期間では解決されない問題
  - 短期間・ワンショットの支援のみでは、中長期的なビジョンに沿った支援が期待できるか不安定
  - そもそも、短期間・ワンショットの支援（短期・公募ベースの助成金など）を得るにしても、一定の規模や実績が必要。また、公募ベースの助成金などの場合、真に必要なとされる使途に使用できないことがある
- また、支援は必ずしも**無償のものがよいとは限らない**
  - 無償の資金だけでは、資金の受け手が「甘やかされる」可能性も
  - 経済的リターンを求めないにしても、組織としての成長や社会的課題の解決に向けてどのように成果を出しているか（中長期的なビジョンに沿って成長しているか）求めていく必要（成果が出せていなければ支援を打ち切る姿勢も必要）

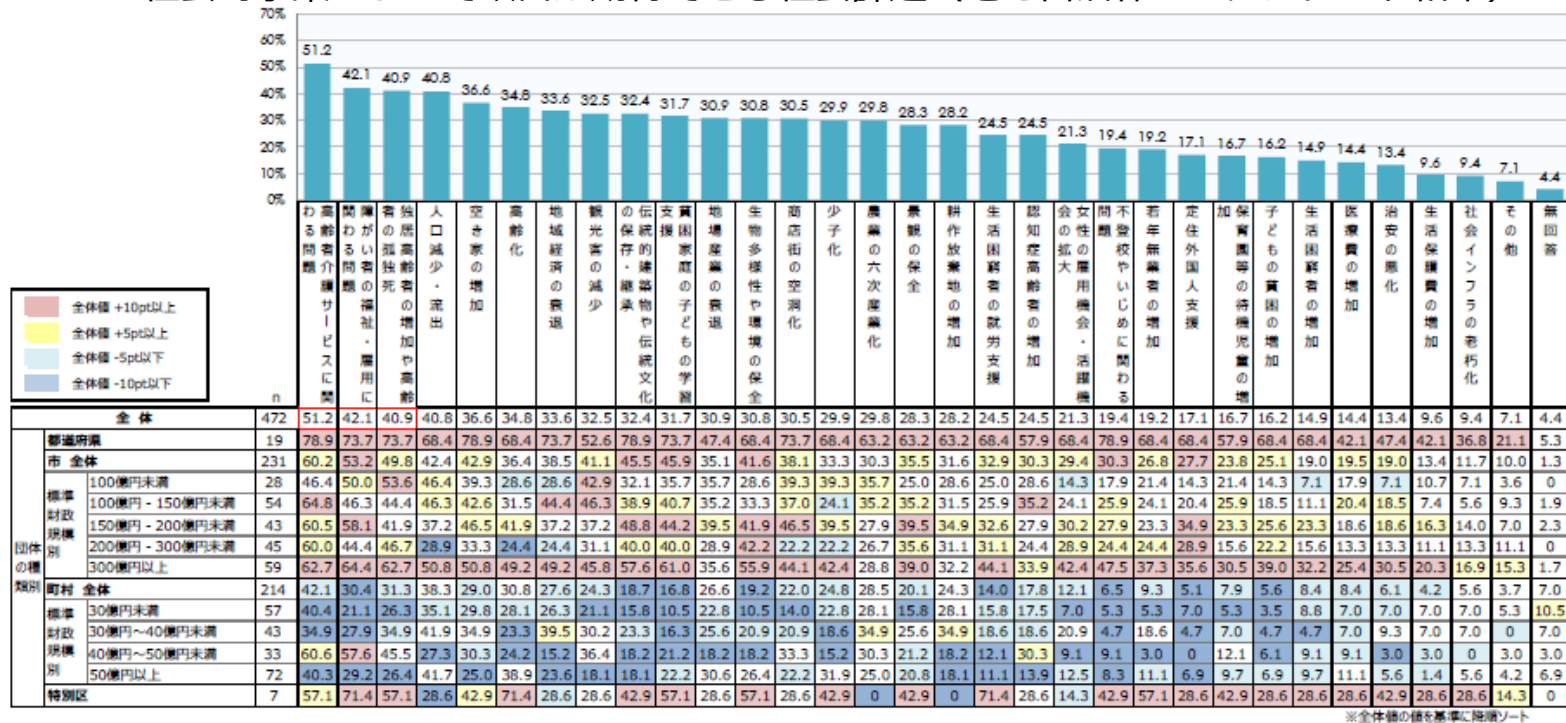


中長期的な成長を見守りつつ、  
成果をきちんと求める支援（資金面、経営面）が必要

# (参考) 社会的事業により改善が期待できる社会的課題

- 社会的事業により改善が期待できる社会的課題として、
    - ・ 高齢者・障がい者介護、福祉等
    - ・ 地域経済・地場産業の衰退
    - ・ 子供の貧困対策
    - ・ 高齢者・障がい者介護、福祉等
    - ・ 人口減少・流出、空家対策
    - ・ 伝統的建築物・伝統文化の保存・継承
    - ・ 生物多様性・環境保全
- 等、様々なものが挙げられている

NPO・社会的事業によって改善が期待できる社会課題（地方自治体へのアンケート結果）

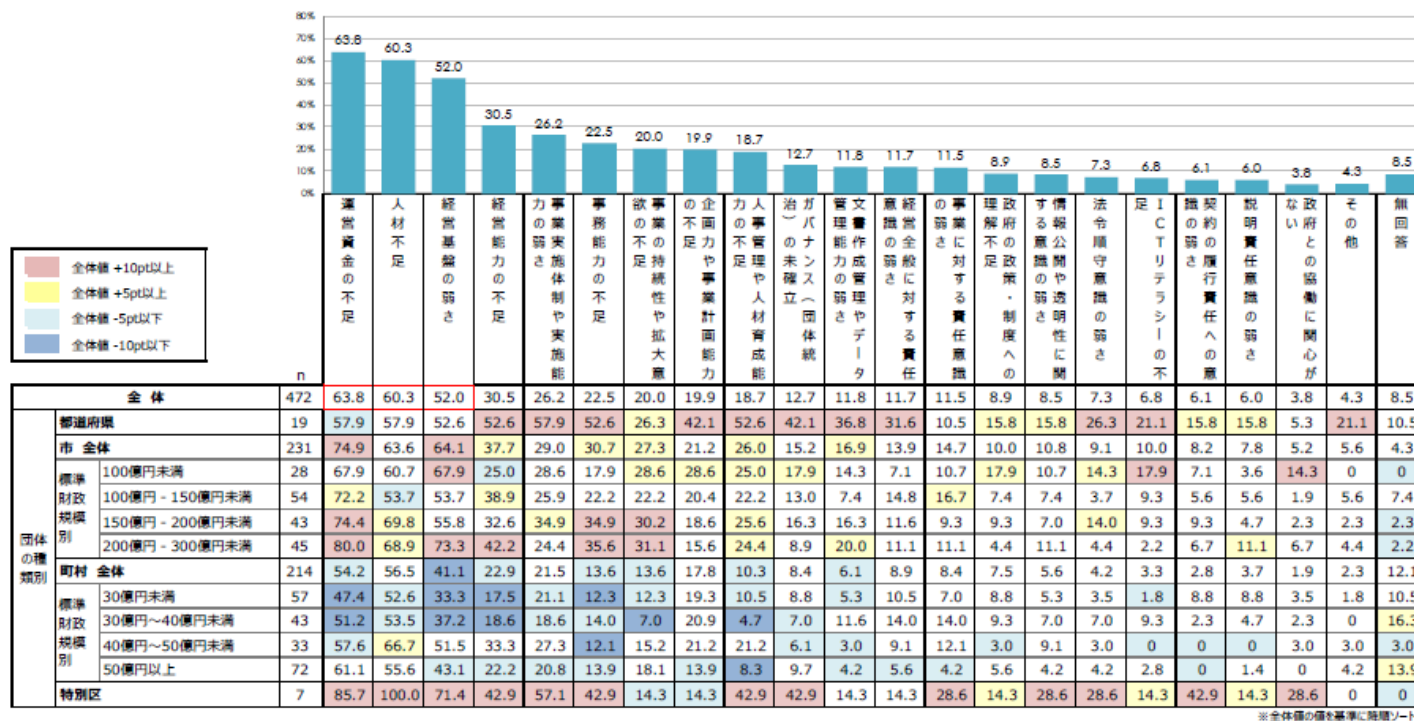


(出典：「ソーシャルビジネスと社会的インパクト投資に関する自治体アンケート調査 2015年度調査結果報告書」明治大学 非営利・公共経営研究所)

# (参考) 社会的事業を行っていく上での課題

- 社会的事業の課題として、
  - ・ 運営資金の不足
  - ・ 人材不足
  - ・ 経営基盤の弱さ
 が多く挙げられている

協働の相手としてのNPO・社会的事業の課題（地方自治体へのアンケート結果）



※全体額の値を基準に降順ソート

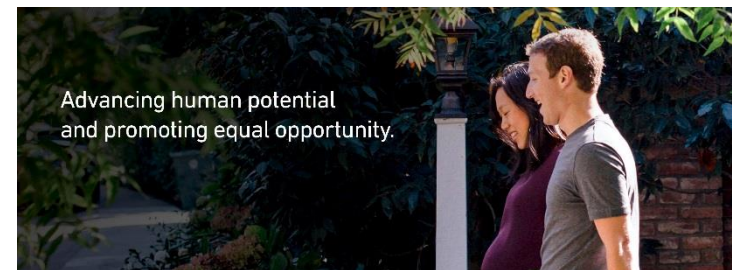
(出典：「ソーシャルビジネスと社会的インパクト投資に関する自治体アンケート調査 2015年度調査結果報告書」 明治大学 非営利・公共経営研究所)

# 欧米の動向について

- 欧米では、ビル・ゲイツやマーク・ザッカーバーグといった、成功した起業家などが、ビジネスで得た果実を社会的事業の育成にも投下
- その受け皿となっているものが、いわゆる
  - ベンチャー・フィランソロピー
  - 社会的インパクト投資と言われるもの
- こうして成長した社会的事業により、保健・医療・福祉、教育・人材育成、環境保全・保護等さまざまな分野で、それまで政府が十分に対応できていなかった社会的課題の解決に貢献（さらに、結果として政府・税金による負担を軽減させることにもつながっている）



(出典 : Bill & Melinda Gates Foundationウェブサイト  
(<http://www.gatesfoundation.org/>) )



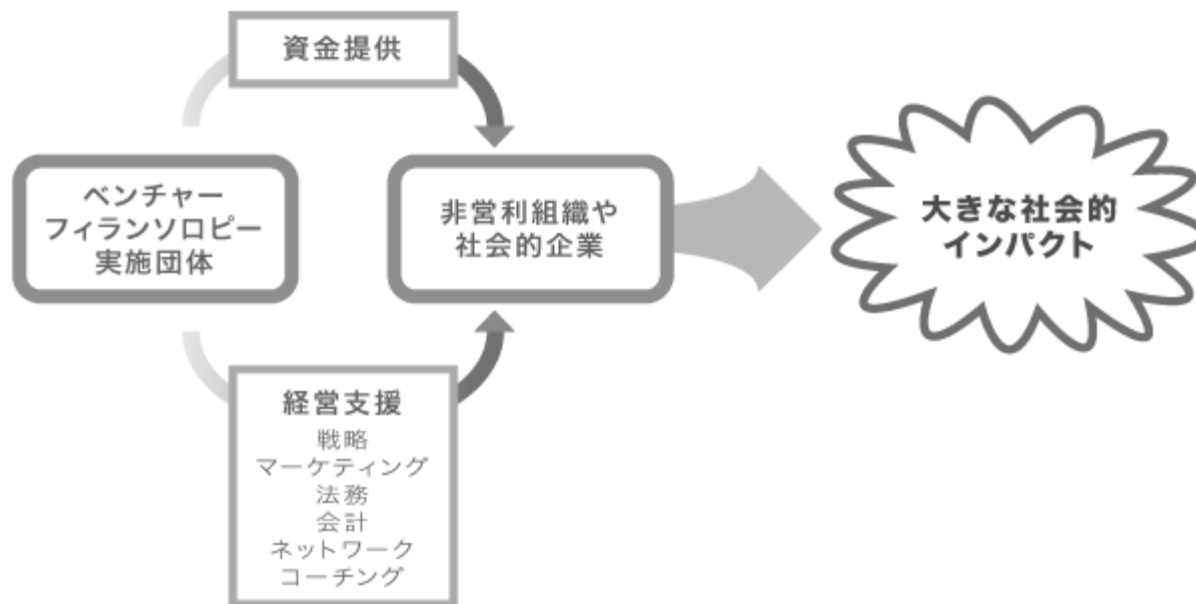
(出典 : Chan Zuckerberg Initiativeフェイスブック  
(<https://www.facebook.com/chanzuckerberginitiative/>) )

# (参考) ベンチャー・フィランソロピーについて

ベンチャー・フィランソロピーとは…

「成長性の高い**非営利組織**や**社会的企業**に対し**中長期に亘り資金提供と経営支援**を行うことで**事業の成長を促し**、**社会課題解決を加速**させるモデルです。  
1990年代に米国西海岸で始まり、**ベンチャーキャピタル**等による**企業投資の哲学や手法**を取り入れて発達してきました。」

(出典：日本ベンチャーフィランソロピー基金ウェブサイト (<http://www.jvpf.jp/index.html>) )





# (参考) 社会的インパクト投資について

社会的インパクト投資とは…

「中長期的な視点を持って社会的および環境的な社会課題解決を意図する投資であり、財務的リターンを優先するいわゆる営利事業として参入が困難な領域に対して行われることが多い。…2000年にイギリスのロナルド・コーエン卿が率いた社会的投資タスクフォースが設立されたこと…により、イギリスを中心とした社会的投資の市場拡大に向けた様々な財団・団体・企業などが新しく立ち上がり、活動が広がっていった。」

(出典：「日本における社会的インパクト投資の現状2016」G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会、2016年9月)



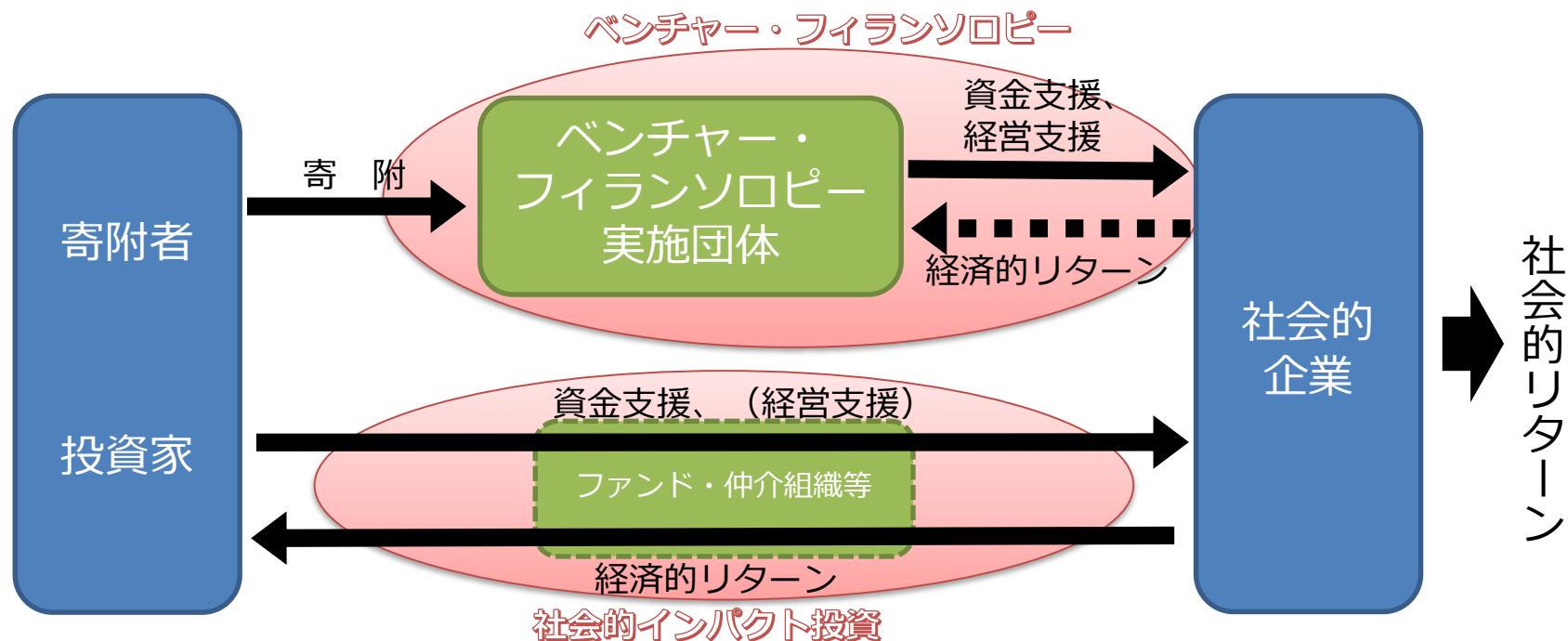


# (参考) ベンチャー・フィランソロピーと社会的インパクト投資の違い

ベンチャー・フィランソロピーも社会的インパクト投資も、社会的課題の解決を意図し、中長期的な視点を持って行われる社会的事業への支援であるが、以下のような違い

- ✓ ベンチャー・フィランソロピーは、寄附などリターンを求めない資金が、いったん実施団体に集約。実施団体から社会的企業への資金支援は、必ず経営支援とセット。実施団体は、支援先の「目利き」を実施
- ✓ 社会的インパクト投資では、投資家に経済的リターンが返る仕組み。中間支援組織等が行う経営支援とセットの場合もある

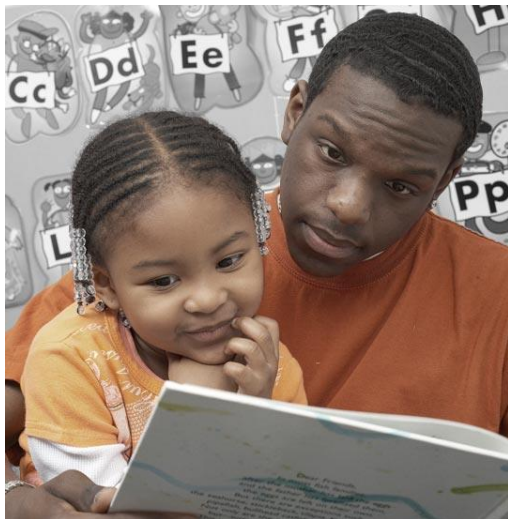
⇒ベンチャー・フィランソロピーは原資が寄附のため、比較的経済的リスクの高い案件やスタートアップ期の社会的企業に適合。両者は相互補完的關係



# (参考) 欧米のベンチャー・フィランソロピーの事例①

## ①典型的な事例：New Profit（米国）

- 1998年の設立以後、44の団体に対し1億2千万ドル以上（約132億円以上）の支援を実施
- 支援分野：
  - ・教育
  - ・幼児の成長支援
  - ・貧困者等への経済支援
  - ・公衆衛生
- 支援先への資金支援は複数年にわたる用途制限のない助成等により実施。また、経営支援に当たっては、Deloitte等がパートナーとして参画
- 役員18名、スタッフ59名
- 支援の具体的成果（例）：
  - ✓ 地域の貧困層に対し、医療だけでなく、健康のための様々なサービス（食料、ヒーティング等）を総合的に提供するHealth Leadsは、支援の結果、5倍以上の規模に成長



(出典：New Profitウェブサイト (<http://www.newprofit.org/>) を基に作成)

# (参考) 欧米のベンチャー・フィランソロピーの事例②

## ②典型的な事例：Impetus Trust（英国）

- 2002年設立
- 役員8名、スタッフ13名 ⇒投資先リサーチ、投資先経営支援
- 支援実績23件、支援総額592万ポンド（約8.3億円）
- 支援期間は1件当たり4～6年程度（あらかじめ設定されたマイルストーンが達成できなければ支援が打ち切られる仕組み）
- 支援先の例：
  - ✓ 貧困家庭の小中学生等を対象とした長期的学習支援
  - ✓ 若者、犯罪経験者、薬物乱用者等を対象にした教育プログラム・トレーニング

（出典：「成果志向の社会貢献活動～注目されるベンチャーフィランソロピー～」三菱UFJリサーチ&コンサルティング、2012年1月を基に作成）



（出典：Impetus Trustウェブサイト（<http://www.impetus-pef.org.uk/>））








# (参考) 欧米の社会的インパクト投資の事例

○典型的な事例：Bridges VenturesのSustainable Growth Funds（英国）

- 2002年設置
- ヘルスケア、教育等の分野において、社会的、環境的価値を積極的に生み出す主体に対し投資
- 支援対象1件当たり2百万～2千万ポンド（約2.8億円～28億円）を支援
- 支援が終了済みの対象は10、1.6倍から22倍のリターン

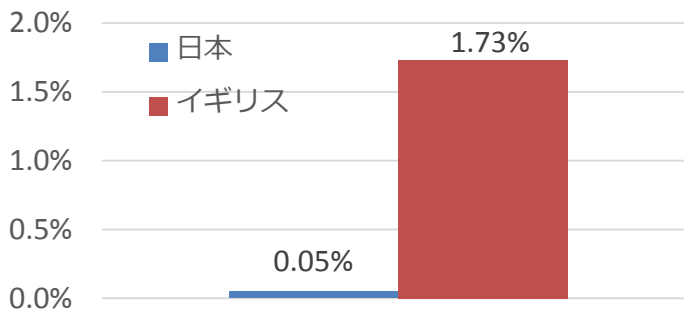
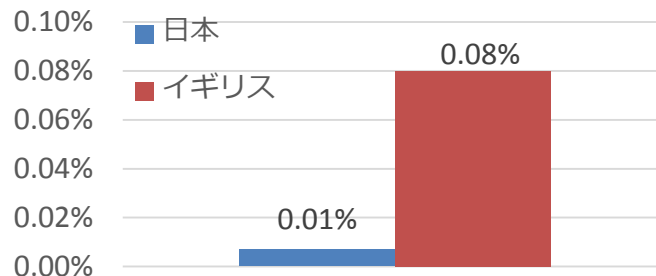
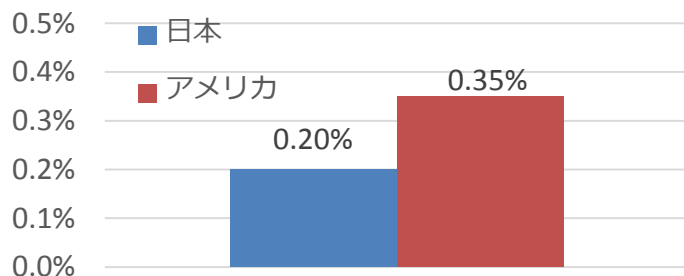
（出典：Bridges Venturesウェブサイト（<http://bridgesventures.com/>）を基に作成）

## 支援先の例

							
	Orla Healthcare	Qbic	The Vet	Alina Homecare	Wholebake	The Hub Pharmacy	Viva Gym
Sector:	Healthcare Services	Leisure	Pet Care	Healthcare Services	Consumer	Healthcare Services	Health & Fitness
Description:	Medically-led hospital care in the home	Design-led value for money hotel	Value for money veterinary services	Domiciliary services	Healthy snack food manufacturer	Pharmacy group	Low-cost gyms
Date of Investment:	Apr-12	Jun-12	Feb-13	Apr-14	Jul-14	Jun-15	Sep-15
Stage:	Start-Up	Start-Up	Start-Up	Growth Capital	Replacement and Growth Capital	Growth Capital	Growth Capital

# 日本の状況について

- 欧米では盛んに行われ、さらに市場規模が拡大しつつあるベンチャー・フィランソロピーや社会的インパクト投資は、日本では一部の先進的なものを除き、極めて乏しい状況
- このため、日本における社会的事業の市場規模自体も、欧米に比べて極めて小さい状況
- わが国でも、ベンチャー・フィランソロピー等により、社会的事業の発展を推進していくべきであり、その障害となりうるものを取り除いていくべき



(出典) ベンチャー・フィランソロピー等市場規模については「日本の助成財団の現状－2015年度調査結果」(公益財団法人助成財団センター)及び米国Foundation Centerウェブサイト、社会的インパクト投資市場規模については「日本における社会的インパクト投資の現状2016」(G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会)、ソーシャルビジネス市場規模については「ソーシャルビジネス研究会報告書」(2008年4月、経済産業省)所収の数字から、それぞれ対GDP比を算出

\* 右上の「ベンチャー・フィランソロピー等」は、助成財団等による一般的な助成を含む点に留意

\* ソーシャルビジネス市場規模については、複数の推計が存在しており、その範囲や定義によって大きな差異が生じる点に留意

# 日本が欧米並みとなった場合

仮に日本の市場規模が欧米並みとなった場合……  
(それぞれのGDP比での規模が欧米並みとなった場合)

◆ ベンチャー・フィランソロピー等の市場規模は、

約998億円 ⇒ **約1,730億円** (約730億円の拡大)

◆ 社会的インパクト投資の市場規模は、

約337億円 ⇒ **約3,920億円** (約3,580億円の拡大)

◆ 社会的事業の市場規模は、

約0.2兆円 ⇒ **約8.7兆円** (約8.4兆円の拡大)

と試算され、社会に大きな変化を与える原動力となる！



# (参考) 日本のベンチャー・フィランソロピーの事例

## ○日本での先進的な事例：日本ベンチャー・フィランソロピー基金

- 2013年設立（日本で初の本格的ベンチャー・フィランソロピー実施団体）
- 日本財団内に基金を設置し、日本財団とソーシャル・インベストメント・パートナーズが共同で運営
- 支援実績4件、支援総額1億1千万円
- 支援期間は1件当たり3年程度（あらかじめ設定されたマイルストーンが達成できなければ支援が打ち切られる仕組み）
- 支援先の例：
  - ✓ 地域・企業の人材を市民先生として放課後の小学校に派遣するNPO
  - ✓ 友人・知人同士で子育てを共助する「子育てシェア」を行う株式会社



# (参考) 日本の社会的インパクト投資の事例

- 日本の先進的な事例：社会的インパクト投資ファンド「KIBOW」
  - 2015年設置（任意組合）
  - 高齢者福祉、若年者教育、子育て支援、地域振興、貧困問題対策等、社会的課題の解決に寄与する企業家に対し投資
  - コミットメント総額5億円
  - 現在の支援先：
    - ✓ 東日本大震災の被災地で高齢者向け宅食・介護サービス等を行う株式会社

(出典：KIBOWウェブサイト (<http://kibowproject.jp/>) 等を基に作成)



**Rainbow of Hope**  
**Connecting Japan and the World**



# 日本でベンチャー・フィランソロピー 及び社会的インパクト投資を普及させていくために

- わが国で、社会的課題の解決に向けた志やアイデアを持つ者に対し、十分な支援を行っていくには、ベンチャー・フィランソロピーや社会的インパクト投資を根付かせていく必要。政府としても、制度的な見直しを含め、必要な施策について幅広く検討していくべき
- 論点としては、例えば…
  - 資金の受け手が非営利法人であっても活用できる、ベンチャー支援税制と同等の効果を持つ税制が必要ではないか（参考：イギリスの社会的投資減税制度）
  - 他方で、営利法人であっても大きい社会的インパクトを生んでいるのであれば、そうした主体を認証等し、事実上・制度上の恩典を付与する仕組みが必要ではないか
  - 社会的事業が社会に与えているインパクトを定量的・定性的に「見える化」するとともに、その情報を集約・共有・活用する工夫が必要ではないか
  - 社会的事業に対しては、資金的な支援にとどまらず、経営面での支援が鍵であることについて、一般の理解促進が必要ではないか
  - 現行の公益法人制度では、ベンチャー・フィランソロピーが行いにくくなっているのではないか（公益事業として認められるための要件が不明確ではないか、収支相償原則は中長期的・弾力的な資金支援の障害となっていないか）

# (参考) イギリスの社会的投資減税制度について

- イギリスでは、VCを対象とした減税制度に倣って2014年に導入された社会的投資減税制度 (Social Investment Tax Relief; SITR) により、社会的企業に対して投融資を行った個人投資家に対し、大幅な減税措置が設けられている。制度の概要は以下のとおり

## 【対象とする投融資】

- 以下のいずれかの形態の法人（従業員数500人未満（2017年4月からは250人未満）、資産額1,500万ポンド以下等の要件あり）に行った投資又は融資
  - ✓ Community Interest Company (CIC): 利益を地域の社会的課題の解決に向けて投下する株式会社等。2004年会社法改正により導入
  - ✓ Community Benefit Society (資産の散逸防止措置がなされているものに限る) : コミュニティの利益のために設立されたコミュニティ組合
  - ✓ Charity: チャリティ委員会により資格付与がなされた団体
- \* 投融資資金が土地取引等特定の用途に供される場合を除く
- \* 投融資は3年以上保持することが必要
- \* 各社会的企業ごとに、対象となる投融資は3年間で344,000ユーロまで（2017年4月からは150万ポンドまで）

## 【減税措置】

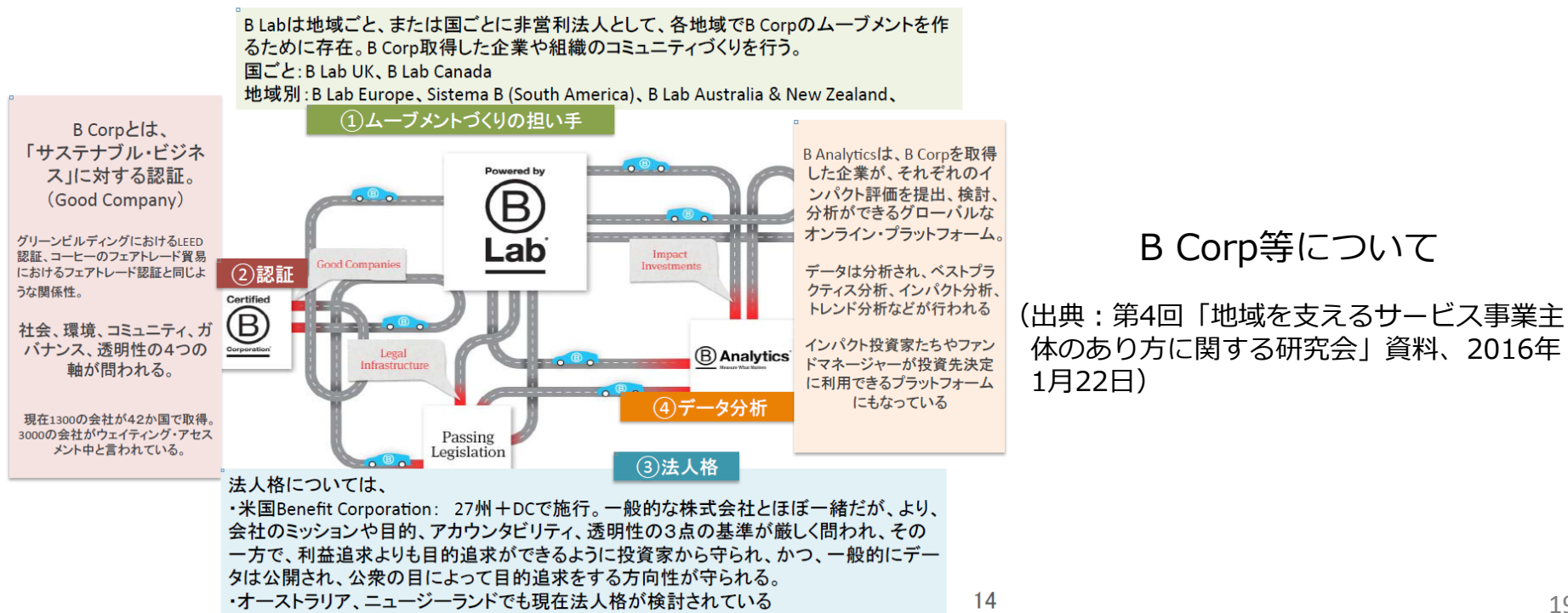
- 上記の投融資額の30%相当額を、上記の投融資を行った個人の当年度又は前年度の税額から控除（各個人について減税措置の対象となる投融資額の上限は100万ポンド）
- キャピタルゲイン（上記の投融資から得られたものに限定されない）を上記投融資に振り向けた場合、上記投融資の売却又は償還時まで、キャピタルゲイン課税の繰延べが可能。また、上記投融資に係るキャピタルゲイン課税は免除

- \* イギリスでは、以上のほか、社会的企業に投資を行うファンド等に係る減税措置 (Social Venture Capital Trusts Scheme) の導入について検討中



# (参考) B Corpについて

- 高い社会的インパクトを生む社会的企業は、非営利法人（社団・財団法人、NPO法人）のほか、営利法人でも該当し得る
- しかしながら、日本では非営利法人・営利法人に共通した社会的企業の認証制度がなく、このことにより、社会的企業に対する積極的投資を志向するファンド等も、実態上、営利法人である社会的企業をポートフォリオに組み込むことが困難
- 欧米では、民間団体B Labによる社会的企業の認証制度「B Corp」が存在し、対象企業は、資金調達・ブランドイメージ向上のメリットを享受



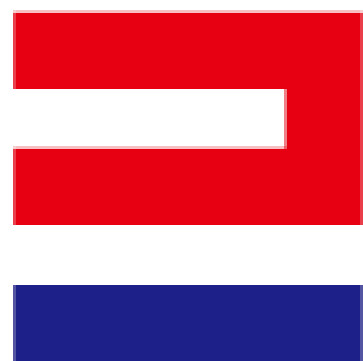
# (参考) 各国等の社会的企業の認証制度等

	Community Interest Company (CIC)	Low Profit Limited Liability Company (L3C)	Benefit Corporation	B Corp
国等	イギリス	アメリカ (州単位)	アメリカ (州単位)	民間認証
経緯	利益や資産を地域の社会的課題解決に投資する新たな法人制度として、The Companies Act 2006により創設	慈善・教育関連の目的の推進のため設立される有限責任法人の制度として、2008年にバーモント州で制定	非営利団体B Labの働きかけで、2010年にメリーランド州が社会的利益を創出する営利法人の制度として制定	アメリカに本拠を置く非営利団体B Labが運営する認証制度として、2006年に発足
対象・認定要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>設立時及びその後のCommunity Interest Test (設立目的、活動内容、活動の受益者) の充足 (これを充足する限り営利活動の制限なし) 。設立申請はほぼ認定</li> <li>収益の配当及び残余財産の分配に一定の制限</li> <li>毎年、CIC報告書等を作成・提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業関連投資 (PRI; Program Related Investment) 基準への合致 (慈善的目的のため活動、利益創出を主要目的としない、政治・立法活動に従事しない)</li> <li>収益の8割は事業へ再投資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会・環境に利益をもたらすと企業の目的を定款上に明記</li> <li>社会・環境に関するパフォーマンス全体について、第三者基準に基づき報告 (一部の州では不要)</li> <li>社会的利益取締役の設置</li> <li>収益分配に制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主のみならず、社会・環境への影響を考慮した経営</li> <li>社会・環境に関するパフォーマンス全体について、第三者基準に基づき報告。一定のスコアを獲得する必要</li> </ul>
恩典	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的投資減税制度 (SITR) の対象</li> <li>社会的企業としてのブランドイメージ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の助成財団 (private foundation) が税制優遇を受けるに当たっての慈善目的支出要件を満たす支出先 (PRI) として適格</li> <li>社会的企業としてのブランドイメージ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役が株主以外の非営利的ステークホルダーの利益を考慮しても責任追及されないことが明確化</li> <li>社会的企業としてのブランドイメージ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証主体であるB Labより、マーケティング・資金調達支援等</li> <li>社会的企業としてのブランドイメージ</li> </ul>
数	12,433社	8州で約1,300社	31州で関連法成立、7州で準備作業中。5,000社以上	50か国1,914社 (日本2社)

(出典: 「社会的イノベーションを支えるベンチャー・フィランソロピーの動向」 (2016年、日本総研)、「海外における社会的企業についての制度等に関する調査報告書」 (2015年、経済産業省委託調査) 等を基に作成)



**Hello, Future!**



**新經濟連盟**

**Japan Association of New Economy**